

会 議 録

◇事務局ー子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

| | | |
|------------------|---|--|
| 附属機関又は 会議体の名称 | 第4期第9回豊島区子どもの権利委員会 | |
| 事務局（担当課） | 子ども家庭部子ども若者課 | |
| 開催日時 | 令和8年2月3日（火）午前10時00分～午後12時00分 | |
| 開催場所 | 豊島区役所本庁舎5階 507・508会議室 | |
| 議 題 | <p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>〔審議事項〕</p> <p>（1）子どもの権利保障に関する施策の検証について（資料1）</p> <p style="padding-left: 20px;">①現地調査の実施について（中高生センタージャンプ、若者の居場所）</p> <p>（2）子どもの権利に関する推進計画に係る施策評価・検証について（資料2）</p> <p>（3）子どもの権利に関する推進計画に係る施策の答申について</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>（1）ふくろう相談室～としま子どもの権利相談室～令和6年度の活動報告について（資料3）</p> <p>3 閉 会</p> | |
| 公開の 可否 | 会 議 | ■公開 □非公開 □一部非公開 傍聴人数 3名 |
| | 会 議 録 | ■公開 □非公開 □一部非公開 |
| 出席者 | 委 員 | 森田 明美、内田 塔子、佐藤 妙子、北澤 弘幸、八尋 崇 飯塚 昇、坪川 愛、北条 直子、大伍 将史 |
| | 関係理事者 | 子ども家庭部長、教育部長、子ども若者課長、児童相談課長、子育て支援課長、 子ども家庭支援センター所長、保育課長、庶務課長、放課後対策課長、 教育センター所長 |
| | 事 務 局 | 子ども若者課長、子ども若者課職員 |
| 会 議 資 料 | <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 第4期子どもの権利委員会現地調査報告概要 ・資料2 豊島区子どもの権利に関する推進計画に係る施策の評価・検証 について ・資料3 ふくろう相談室～としま子どもの権利相談室～令和6年度の活 動報告書 ・参考資料 委員名簿 | |

審 議 経 過

1 開会

2 議事

〔審議事項〕

(1) 子どもの権利保障に関する施策の検証について（資料1）

①現地調査の実施について（中高生センタージャンプ、若者の居場所）

会 長： それでは、議事の審議事項（1）の子どもの権利保障に関する施策の検証について、事務局よりご説明願います。

事務局： 資料1説明

会 長： 本日、最後の会議です。よろしくお願いします。

委 員： 若者の居場所事業の現地調査についてご報告いたします。現地調査報告書の14ページから19ページまでの間に記載されていますので、この場では感想に近いようなお話を少しさせていただく形でご報告させていただきます。

サンカクスクエアは、一軒家のような場所で実施されているレストランです。外観は普通の一軒家なので、レストランだという認識は全くなく、この存在自体を私は初めて知りました。

運営の方よりビジョン、ミッション、バリューについて説明を受け、持続可能な経営を成り立たせるためのお話をさせていただきました。こちらの団体は、補助金等に頼って事業を展開していくというよりも、単独でも継続していける団体だと思いました。マハロは、住宅街の中のとある一軒家で、場所は非公開とのこと。事業については、シングルマザーの方や出産後間もない方を対象に、育児サポートを提供するという内容でした。室内においても、小さなお子さんが来ても対応できる作りになっていたことが良いと思いました。経営者の方からお話を聞いて印象的だったのは、補助金だけでは厳しいという現状があって、地域の方々と交流を深め、支援をしてもらいながら進めているということでした。こうした形で事業を進めていくことも、事業の在り方としては十分に成立すると思えました。限られた補助金の中で工夫をして維持している印象でしたが、今後もぜひ継続していただきたいと思えました。

会 長： 若者支援はまだ国の法制度の仕組みに入っているものではないので、子ども支援の枠組みの中では支えきれなかった若者を支援していく移行の段階であることが世界中で課題になっています。

これまでは家族と地域にすべて委ねてきた日本ですが、ここにきて社会的な存在として行政や地域の事業者が若者とどう繋がっていくかが重要になると思います。

訪問した2件は、その中でも中核的な事業を行う法人でもありますから、豊島区がどうやってこの法人を支え、地域という資源に繋いで区の事業として作り上げていくか、注目して調査しました。

サンカクキチの事業については、報告書にも記載のあるように、基本的には、URの再開発事業のプロセスを通して、区が借り受け、事業者につなぐという形をとっています。

す。企画力とネットワークの強さ、実践といった要素が必要であり、私達には、そういった全体を見る必要性がやはりあるだろうと考え、報告書をまとめています。

マハロの事業については、事業の性質上、情報の開示が難しいところがありますが、何をどのように開示し、地域の資源とつながり、支援を進めていくのか、全国へ取組がひろがるよう調整を進めていくことが大切だと思います。

また、これらは豊島区らしい事業だと思いますが、障害など課題を抱えている対象に対しての既存事業とのすみ分けがどのような形であるのか気になるところです。全国的にも注目されている事業だと思います。ぜひ今後の取組も期待したいところです。

委員： 中高生センタージャンプを見学しました。非常に多くの子どもが集まって、足の踏み場もないくらいでした。居場所としてジャンプは機能しているのだと思いました。プレ利用の小学生の高学年から高校生まで、それぞれの利用目的は違っても、同じところに集まっているということはすごいと思います。本当に足の踏み場もないくらいでしたので、他にも行ける場所がないのかということもありますが、職員の方がどうにかして良い方向に動いてくださるのが伝わってきました。

会長： ジャンプへの現地調査について、私たちは評価の在り方を考えるため利用者会議にお邪魔しました。しかしながら、評価というのは、会議だけをみてもわからないため、施設全体をご案内いただきながら、子どもたちの意見表明・参加や居心地のよさ、具体的な働きかけを半日という短い時間でしたが、併せてみせていただきました。その中で、私たちが評価するための視点として、全体の量的評価を行った評価軸を用いるためには、現場で事前・事後をみて情報を共有することが重要であると感じました。

具体的には、例えば、会議の参加者はジャンプ利用者の一部となりますが、それでは、その他の利用者の意見はどのように集約しているのか、評価するには必要となるわけですが、そのために、受付の前にボードに会議内容が共有されており、付箋で意見をだれでも言えるような、重層的に意見が言える仕組みが整っている。これは、現場を見なくてはわからなかったことです。

評価においては、先の委員がおっしゃったとおり、非常にジャンプが混雑していることを踏まえて、どのような中高生をジャンプにサポートしてほしいのかの整理が必要ではないかと思います。なぜ混雑しているのか、ジャンプにいる中高生のニーズを満たす他の機関はないのか、地域の教育施設や学校、大人の居場所等とのネットワーク構築の視点を持つ必要があるかと思います。私たち子どもの権利委員会は、現地を調査し、実情をみて課題を整理し、提言していく役割を担っています。当然、現場でそのような課題は認識されており解決へ向けて取り組まれているかとは思いますが、なぜ解決できていないのか、どうしたら解決できるのかという議論へ繋げていく役割を子どもの権利委員会が担うことができるのではないかと考えています。

委員： たくさん子どもたちがジャンプや区民ひろばに行くことには実は背景があります。早く帰れる日に、学校の近くの緑道のベンチや小さな公園で話したりして過ごしていると、ご近所からクレームが入るのです。公園にいと、小学生の保護者から、中学生がいるから怖くて入れないと連絡が来ます。その都度、職員が様子を見に行き声を

掛けますが、生徒たちはただそこにいただけだと。

それならば別の場所か、建物に行くしかなくなり、ジャンプや区民ひろばに行くようになったというわけです。より行動力のある子は上野公園や新大久保に行くようですが、その理由は、池袋の西口北口周辺には行ってはいけないと保護者に言われるからだ。そして、私たちが「行動範囲が広がるとトラブルに巻き込まれるから危ないよ」という話をすると、やはりジャンプなどに行くこととなります。うちの学校だけでも500人いますから、そのみんながジャンプに行ったら、もう大変ですよ。ですから、子ども達が落ち着いて過ごせる場所の提供は考えなければいけないと思います。

会 長： 児童館も、時代の流れで減ってしまった経緯がありますね。昔は公園にいたのが、何か買うならいてもいいだろうということでコンビニにいたりする。それでも通報されてそこにいられなくなります。居場所については考えなくてはならない課題ですね。区民ひろばは中高生の居場所としていかがでしょうか。

委 員： 私の近所の区民ひろばのイメージですと、年配のかたが利用している印象ですね。子どもが来ると、賑やかになって良いと思ってくださっているかもしれませんが、実際に行ったら騒がしくなると思うので、人数にもよりますが、共存できる形は難しいように思いました。

会 長： 乳幼児の子や、育児休業をしている方の居場所での子ども達の利用についてはどうでしょうか。

委 員： いくつかある区民ひろばの中でも、乳幼児と高齢者が共存できているところもありますが、小学生は子どもスキップに行くという流れがあったので子どもが来ていなかったようです。ですが、今はスキップもいっぱいということですよ。区民ひろばも受け入れはしていますが、そのことが浸透していないように思います。

委 員： スキップは、本校でいうと360人在籍のうち人150人くらい、4～6年生でも利用しています。3つの部屋に分かれて子どもたちが過ごしています。区民ひろばも子どもに開放してくれて案内などもいただいています。高齢者の方や乳幼児のお子さんたちとの交流は難しいのが現実です。これは区民ひろば側だけでなく子ども達側の原因でもありますね。例えば、夏休みなどの時期に区民ひろばを一日開放してくれているのに、子ども達はずっとゲームをしている。そうすると、交流が広がっていかないのが現状で、改善が必要だと思っています。

会 長： どこの自治体にも共通しますが、子どもはどのように生活していくのか、例えば塾や習い事に行くということに収まっていくのか、あるいは地域の中での居場所を社会的に作るのかなのが問われてくるのだと思います。

2 議事

〔審議事項〕

(2) 子どもの権利に関する推進計画に係る施策評価・検証について（資料2）

事務局： （事務局より資料2について説明）

会 長： 答申案については、資料にある通りです。もっとも重要な点として、8ページで1点目に「重点事業を定めた集中的な現地調査を核とした検証」という項目を記載しました。量的調査と現地調査を組み合わせることは非常に難しいことであること

がわかりました。ここでは、両者をコーディネートして評価していく必要性を位置付けています。現地調査を実施することを前提とした会議回数、予算等の調整に適切な配慮を求める内容としています。

次に2点目の「子どもの権利の視点からの区施策の検証」としては、例えば、就労支援や生活支援等の様々な形での保護施策と若者施策とがどのように構築されているのか、そして子どもの権利の視点が施策全体の中で一貫して位置づいているのかどうかという観点から、総合的な評価が必要だということを書いています。

3点目に、付言として記載していますが、これは、条例で定められていたり、区の組織の中で規定されていたりするために、次年度からはこのようにやってくださいとは簡単にはいかないことについて述べているものです。

本委員会としま子ども会議との関係についてです。

子ども会議は、次年度実施する内容をテーマにする等、割と近づいている時期に行われることをテーマとして焦点を当てられています。ここでの意見とこの会議をどのように関連付けていくのか、つまり、子どもの権利委員会の提言にどのようにとしま子ども会議の意見をいれていくのか、総合的にご検討をいただきたいと考えています。というのも、後発の他自治体においては、子どもの権利委員会の本委員会に子どもの参加がある組織や、完全に紐づけられて意見反映されていく組織等、施策の評価検証に子ども会議が関与する仕組みが構築されています。豊島区においても、同様に子ども参加による施策の評価検証についてご検討をいただきたいという趣旨です。

続いて、としま子ども会議のテーマの設定への子どもの関与については、子どもがもっと自由にテーマ設定を行いたいという点については、子どもたちからも声が挙がっていた内容かと思います。どうやって子どもたちの問題意識をテーマとしていくのかということについても、ぜひご検討をいただきたいと思います。

こちらの案についてご審議をいただきまして、区長宛て答申したいと思いますがいかがでしょうか。

委員： 施策を決定していくプロセスにおいては、審議会だけでなく、議会の議決や区長判断等必要になるかと思いますが、それに至るまでの所管課のまとめ方や、部署同士での話し合いを通じてどうやって最適解につなげていくのかというのは苦労されるところだと思います。ただ、審議会も区も同じ方向性で議論をしていることと思うので、今後もしっかりと両者での議論を進めていけたらと思います。

委員： 二点、意見を述べさせていただきます。一つ目は、現地調査については、もう少し時期を早めて、回数を増やすのが良いと思いました。理由としては、時期については担当の振り分けにより主体性をもって取り組むことができましたが、これを任期の1年目にできていればより良い議論ができたかと思います。また、回数についても1回では十分に理解するのが難しい部分もありましたので、もう少し設けられるとよいかと思いました。

二点目として、取組の改善へ向けた意見ですが、サンカクキチやマハロを調査し終えた後に、これを子どもの権利とどのように結び付けたらいいのかが非常に悩ましかったです。権利委員会は、子どもの権利の普及・啓発していくことを目的として議論をしているわけですが、普段私は、子どもの権利を扱う場合には、子どもの権利の普及

ではなく、子どもの権利を現実に落とし込んでいくかという視点で判例や裁判例をベースに勉強したり、実行したりしています。だから、子どもの権利があって普及するというのではなく、現実があって、そこにどのように子どもの権利を使っていくのかという視点で動いているので、子どもの権利の普及のみを行う本委員会に違和感がありました。子育て会議や権利委員会など審議会のすみ分けは難しいと思いますが、広い視野で見れば、抜本的な体制見直し、例えばこの事業はこの委員会など、もう少し大上段で構えて、審議会を運営できるようにしていくことの検討も必要だと思います。

会 長： ありがとうございます。それでは、区長への答申へ移りたいと思います。

〔審議事項〕

(3) 子どもの権利に関する推進計画に係る施策の答申について

事務局： それでは、答申に移りたいと思います。なお、本日高際区長は議会により急遽欠席となったため、子ども家庭部長に答申を受けていただくことといたしました。第4期子どもの権利委員会を代表しまして、森田明美会長よりお願いいたします。

会 長： それでは、これより「豊島区子どもの権利に関する推進計画に係る施策の評価・検証について」の答申を行わせていただきます。

(答申文読み上げ)

子ども家庭 ありがとうございます。しっかりと読み込み、区長へ伝え、施策にできるかぎり反
部長： 映させてまいります。

事務局： 以上で、「豊島区子どもの権利に関する推進計画に係る施策の評価・検証について」の答申につきまして、終了といたします。

〔報告事項〕

(1) ふくろう相談室～としま子どもの権利相談室～令和6年度の活動報告について(資料3)

会 長： それでは、報告についてご意見やご質問がありましたらお願いします。
特にご意見やご質問がなければ、以上をもちまして、第4期第9回豊島区子どもの権利委員会を終了いたします。

事務局： 会長、ありがとうございました。

本日の議事についてご意見等、お気づきの点がある場合には、お手元の「第4期第9回豊島区子どもの権利委員会意見票」にご記入の上、2月17日(火)までに、事務局にメールまたはFAXでお送りくださいますようお願いいたします。
事務局からは以上です。

会 長： 以上をもちまして、第4期第9回豊島区子どもの権利委員会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

【以 上】